

【概要版】

第4期市川市地域福祉計画

【平成30～35年度】

(2018～2023年度)

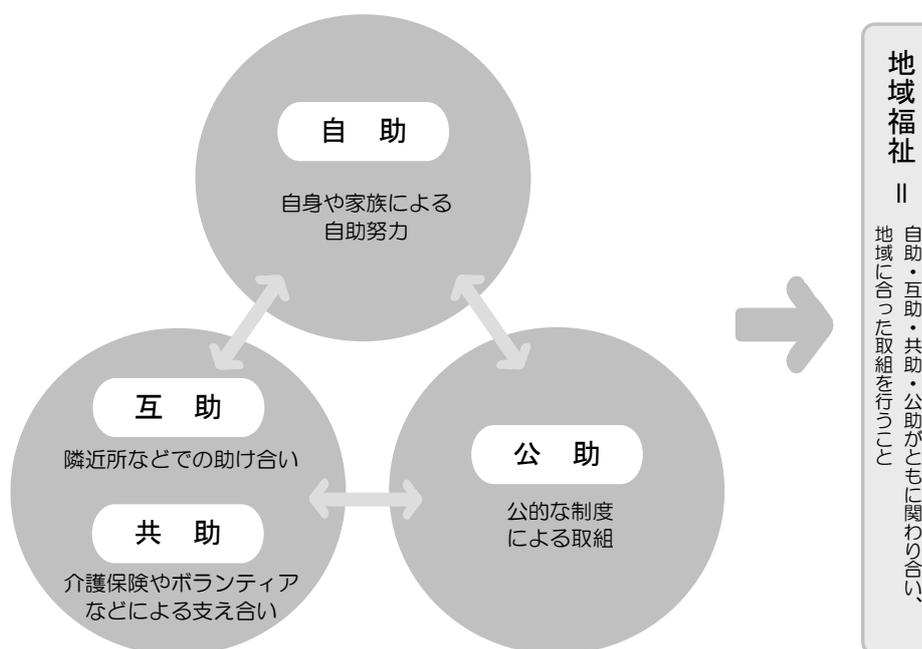
平成30年3月



地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組み、住民共通の願いである「だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めることです。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助・共助）、行政が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取組（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。



地域福祉計画とは

本市には、人口の高齢化や少子化等の社会変化によりもたらされるさまざまな地域課題があります。

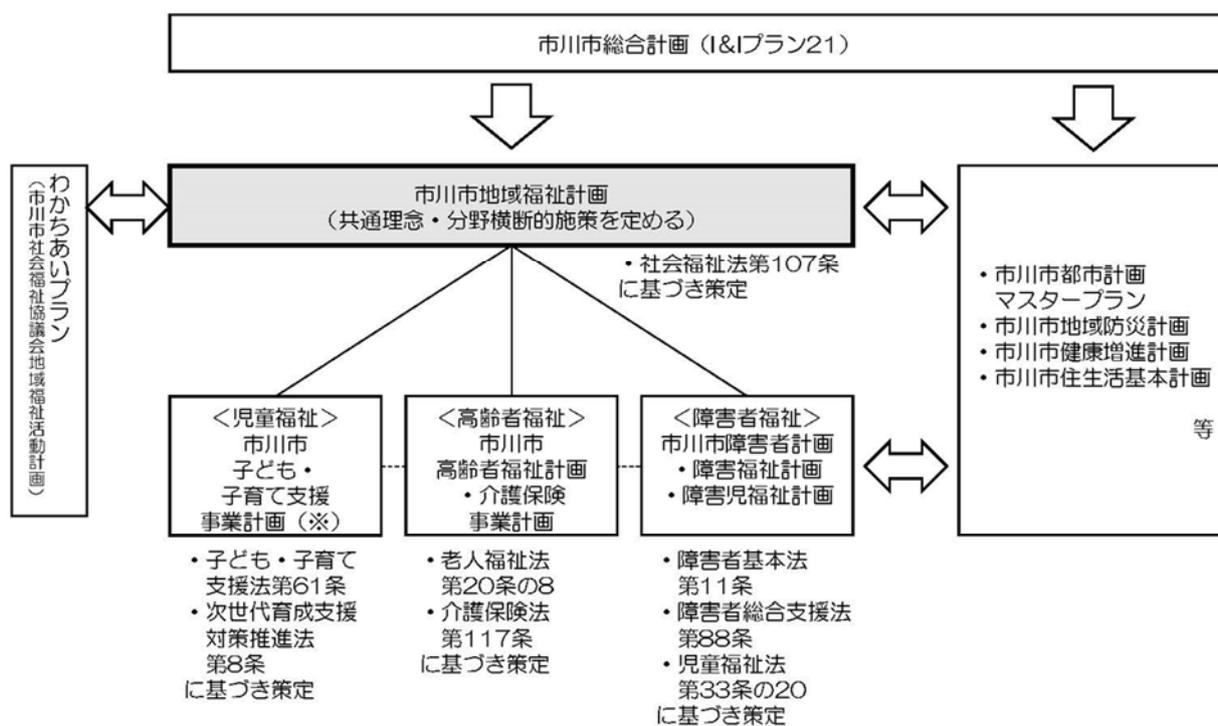
これまで、課題に対応するための仕組みを市民や団体と行政とが協働して作りあげるとともに、市民が「サービスの受け手」にとどまらず、地域の課題の解決に主体的に参画し、よりよい地域社会に変えていくことを目指してきました。

このような取組みを市内各地域の特性に即して進め、市民の誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる福祉のまちづくりを実現するための計画が、市川市の地域福祉計画です。

市川市地域福祉計画の位置づけ

「第4期市川市地域福祉計画」は、市川市総合計画（I&Iプラン21）における基本理念や基本目標、施策の方向を踏まえ、地域における福祉施策を総合的に推進するもので、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。

地域福祉を推進する上で、高齢者、障害者、子ども等、福祉に関する個別計画に共通する理念・方向性を定めるとともに、福祉分野横断的な施策を定める計画として機能することが期待されており、本市の地域福祉向上のため、関連する諸計画と連携を図りながら本計画を推進していきます。



※市川市子ども・子育て支援事業計画は、児童福祉分野だけではなく、幼児教育等も含めた「子ども・子育て支援」の取り組みを定めているため、市川市地域福祉計画の範囲を超える部分もあります。

計画期間

第4期地域福祉計画の計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、平成32年度に後半3年間分について見直しを行います。

市川市地域福祉計画の特徴

地域福祉を推進するためには、「地域住民が主役」であることを基本とし、「自助」「互助・共助」「公助」の連携、協働のもと、地域課題の解決に向け、取組を進めていくことが重要です。

本計画は、市川市社会福祉協議会が策定した「わかちあいプラン（地域福祉活動計画）」及び、その中で地域が中心となって策定した地区別計画との連携のもと、地域課題を把握し、地域住民とともに解決に向けた検討を行い、事業の展開に反映させていく、いわゆる「ボトムアップ」形式の計画としています。そして、福祉分野の各個別計画をつなぎ分野横断的な施策を一体的に進めるという役割と合わせ、国が推進する「我が事・丸ごと」の考え方と合致するものとなっています。

「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進するための主な事業

全国的な地域福祉に関わる背景として、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められています。

第4期計画期間においては、引き続き地域ケアシステムを中心に据えながら、下表に記載する事業・仕組みを効果的に実施・運用し、相互に連携を図ることにより、本市の「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進していきます。

「我が事・丸ごと」の構成要素	対応する主な事業・仕組み
地域住民の「我が事」の意識醸成	地域福祉の啓発
地域住民の支え合いの促進	地域ケアシステム〔サロン活動・地区社会福祉協議会の行事等〕
	地域活動の担い手養成研修
	地域活動応援制度の創設・実施
地域住民による地域課題の検討	地域ケアシステム 〔地域ケアシステム推進連絡会〕
地域住民や地域団体のつながり	
分野を超えた包括的な相談体制の整備	地域ケアシステム 〔活動拠点での相談等〕
	相談支援体制の推進

主要課題

①地域活動の担い手の確保と育成

- ・自治（町）会役員、民生委員・児童委員、福祉委員など、地域活動の担い手の不足、高齢化の問題が表面化してきています。市民等意向調査では、活動内容の項目によっては2割近い方が担い手になる意向をもっています。こうした方々を活動の場に取り込むための仕組みづくりが必要です

②地域活動の場の確保・充実

- ・地域ケアシステムの活動拠点は地区ごとに整備されていますが、多くの地域住民が気軽に集い、交流するためには、さらなる拠点の充実やより身近な地域での場の確保を目指し取組を進めていくことが重要です。

③地域ケアシステムのPR

- ・地域ケアシステムについては、広報や市公式 web サイト等さまざまな方法でPRに努めているものの、十分な周知に至っていないのが現状です。本市の地域福祉を推進する上で、中枢的機能を果たすことが期待されている地域ケアシステムが地域住民に身近な存在として広く認知されるためには、これまでのPR方法に加え、効果的な媒体を研究するなどさらなる工夫が必要です

④地域での連携（自治（町）会・商店会・学校・高齢者サポートセンター等）

- ・地域には、自治（町）会・商店会・子ども会・高齢者クラブなど様々な団体があるほか、学校・幼稚園・保育園・高齢者サポートセンター・各種福祉施設など地域に根ざした様々な施設もあります。こうした団体・施設が相互に情報交換や連携を図ることができるような環境を整備することにより、さらなる地域福祉の推進が期待できます。

⑤地域住民同士の交流促進

- ・市民等意向調査では、前回計画策定時よりも近所づきあいの希薄化が進んでいる傾向が示されています。災害時等の緊急対応や高齢者の孤独死を防ぐ観点からも、日頃からの「顔の見える関係」づくりが必要です。

⑥生活支援ニーズへの対応

- ・地域では、ごみ出し・買い物などの日常生活支援の必要性が増してきています。介護保険制度において介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたことも踏まえ、自助、互助・共助、公助の役割分担も含めた生活支援のあり方について検討していく必要があります。

⑦自治（町）会の加入促進

- 自治（町）会の加入状況については、南部の加入率が低く、また、若い世代ほど加入率が低い傾向があります。地域における公共サービスを伝統的に担ってきた自治（町）会の役割・意義についての周知を図り、住民の意識の変化を促す必要があります。

⑧身近な相談支援体制の整備

- 地域共生社会の実現に向けて、国からは、課題を「丸ごと」受けとめる包括的相談支援体制の構築を求められています。また、市民等意向調査では、高齢者が特に力を入れてほしい市の施策のトップに「身近な相談支援体制の充実」があげられており、充実に向け取り組む必要があります。

⑨情報共有・管理の充実

- 市民等意向調査からは、個人情報を含め、活動に必要な情報を得られていないことが課題として示されています。地域活動を行いやすい環境づくりのため、地域活動の担い手・団体・行政が必要な情報を共有し、その情報が適切に管理される仕組みを充実させることが必要です。

第4期計画の基本的考え方

第4期計画においても、これまで掲げていた基本理念を継承するとともに、すべての市民に共有されるべき将来像としての「行動指針」と5つの基本目標を掲げ、施策・事業の展開につなげていきます。

基本理念

「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」



行動指針

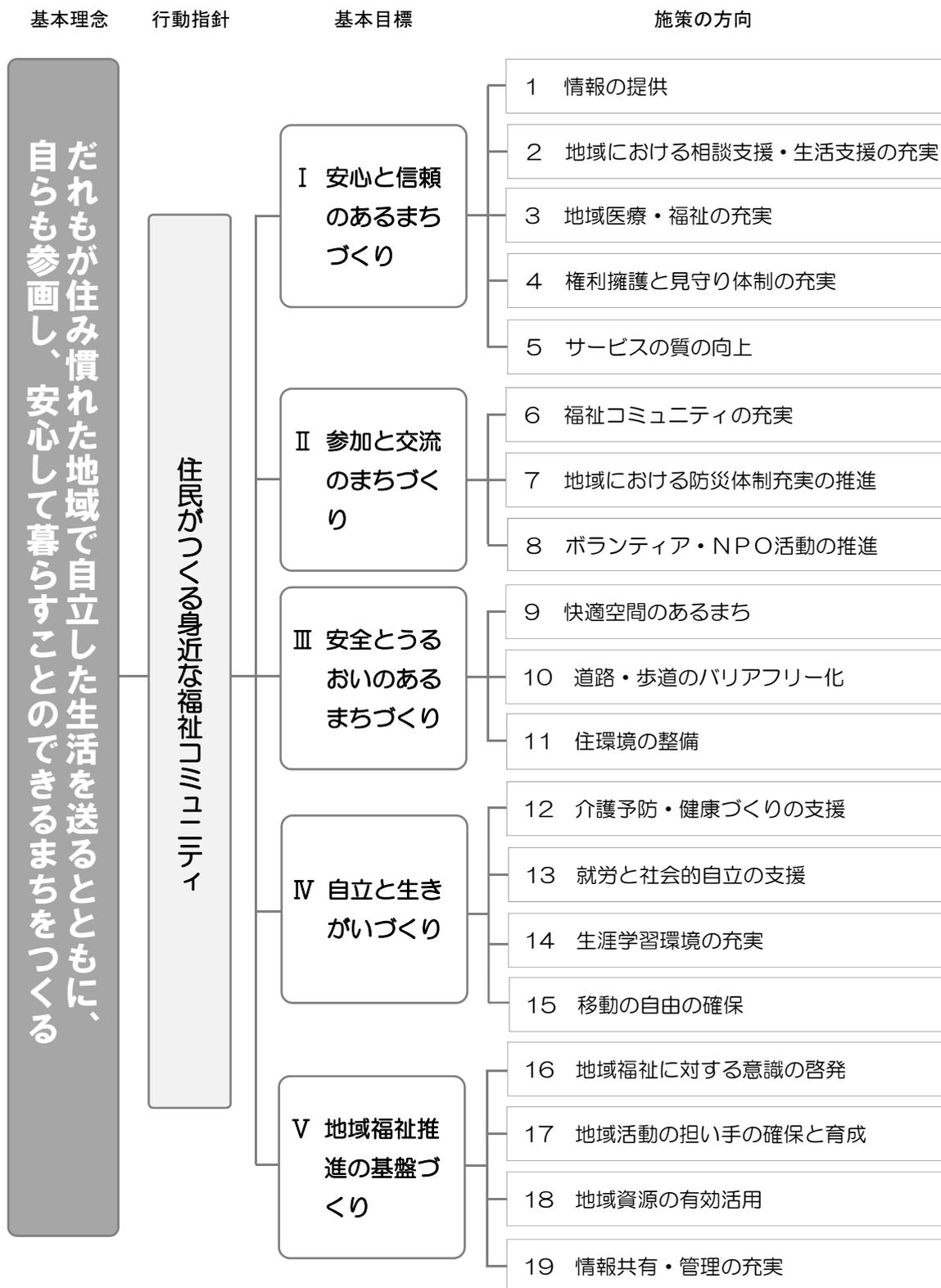
「住民がつくる身近な福祉コミュニティ」

日頃から声をかけ合える付き合いがあること、多くの住民が参加をしてお互いを知り合える地域活動を行うこと、困ったときには自然と助け合う、お互いさまの関係づくりができること、このような「福祉コミュニティ」を目指します。

なお、わかちあいプランにおいても、「福祉コミュニティ」を創ることが基本理念に掲げられています。

施策の展開

本計画は、基本理念を実現するために5つの基本目標を設定し、それぞれの目標達成に向けて19の施策を推進します。



基本目標 1 安心と信頼のあるまちづくり

市民が安心して暮らしていくためには、必要な情報を容易に入手でき、困ったときに身近な窓口で気軽に相談でき、医療・介護・権利擁護*の取組等の必要な福祉サービスが適切に受けられることが必要です。

福祉ニーズが多様化している現状では、相談・支援の内容も多岐にわたるため、高齢者・障害者・子ども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高いサービスが提供できる仕組みづくりを進めます。

施策の方向 1 情報の提供

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	1. 地域福祉に関する情報発信 〔福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課〕
事業概要	市公式 Web サイト・広報誌・チラシ等により、福祉に関してわかりやすい情報を発信します。

施策の方向 2 地域における相談支援・生活支援の充実

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	2. 相談支援体制の整備 〔福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課、障害者支援課、生活支援課、子育て支援課、発達支援課〕						
事業概要	相談支援について、分野を横断した連携を強化し、包括的・総合的な相談支援が行えるよう体制づくりを進めます。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
包括的・総合的 相談支援に係る 指針の策定・運用	—	指針の 策定	指針に 基づく 実施	指針に 基づく 実施	指針の 見直し	指針に 基づく 実施	指針に 基づく 実施

施策の方向4 権利擁護と見守り体制の充実

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	3. 成年後見制度利用支援事業 〔介護福祉課、障害者支援課〕						
事業概要	知的障害や精神障害及び認知症などの理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等を行います。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
①相談件数	1,327	1,460	1,460	1,460	1,570	1,570	1,570
②PR・啓発活動の実施回数 (研修開催数)	8	10	10	10	12	12	12

施策の方向5 サービスの質の向上

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	4. 福祉サービス苦情解決事業 〔子育て支援課〕						
事業概要	本市が所有する福祉施設での利用者の苦情解決を行うため、各福祉施設に苦情解決責任者、担当者を置き、苦情解決に努めます。また、苦情の解決を中立かつ公平に行うため、第三者委員を選任します。						

基本目標Ⅱ 参加と交流のまちづくり

地域福祉の考え方では、地域住民のすべてが福祉活動の受け手であると同時に福祉サービスの担い手となりえます。

本市としては、自治（町）会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等各関係機関との連携を一層強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境の整備に取り組むことにより、交流を通じた地域の関係づくり、地域での支え合いを促進します。

施策の方向 6 福祉コミュニティの充実

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	5. 地域ケアシステム推進事業 〔地域支えあい課〕
事業概要	地域住民が主体となり、世代や分野を越えた地域課題を解決するためにサロン活動や見守り・個別支援を実施しています。地域で誰もが安心して自立した生活が送れるよう、今後益々重要となる地域における支え合い活動の更なる発展に向けた取組を促進します。
事業名 〔所管課〕	6. コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）の配置 〔地域支えあい課〕
事業概要	地域における支え合い・助け合い活動の充実を図るため、活動について地域住民と一緒に考え、地域住民の取組を支援するコミュニティワーカーを配置します。また、コミュニティワーカーが専門職としての機能を果たせるよう適正な配置を検討します。
事業名 〔所管課〕	7. 学校と地域の連携推進 〔教育政策課、学校地域連携推進課、福祉政策課、地域支えあい課〕
事業概要	「地域とともにある学校」づくりを目指し、学校の学習や行事・地域の行事における相互交流などを通して、学校と地域が円滑に連携できるよう必要な支援を行います。
事業名 〔所管課〕	8. 自治（町）会の加入促進 〔地域振興課〕
事業概要	他市区町村からの転入者等へのパンフレットの配布、市民まつり・行徳まつり等のイベント時の啓発活動により、自治（町）会の加入を促進します。

施策の方向 7 地域における防災体制充実の推進

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	9. 避難行動要支援者対策事業 〔地域支えあい課、介護福祉課、障害者支援課〕						
事業概要	災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。 また、制度の改正に伴い、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制整備をします。さらに、平時における地域のつながりを促進します。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
新制度施行後の 名簿登録者数の 増加率 (対平成30年度比)	—	新制度 施行年度 の名簿 登録者数	+3%	+5%	+7%	+9%	+10%

事業名 〔所管課〕	10. 福祉避難所 〔福祉部〕						
事業概要	災害発生時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。						

施策の方向 8 ボランティア・NPO活動の推進

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	11. ボランティア・NPO活動に関する情報提供 〔ボランティア・NPO課〕						
事業概要	市公式webサイト及び広報誌等により、市内外で活動するボランティア・NPO等市民活動の情報を提供します。情報誌は年3回発行し、施設、学校等に配布しています。						

基本目標Ⅲ 安全とうるおいのあるまちづくり

急速に進む高齢社会への対応や、障害の有無に関わらずすべての人が住みやすく行動しやすいまちづくりを進めるため、引き続きバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいて生活環境を整備することが重要です。

また、振り込め詐欺や悪質な訪問販売といった犯罪の被害者保護などが課題となっており、自治（町）会が取り組んでいる地域住民による防犯活動など、地域ぐるみでの取組を進める必要があります。

本市としては、自治（町）会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等各関係機関との連携を一層強化し、ボランティアや NPO の協力を得て、すべての市民が安全で快適に暮らすことのできる生活環境の整備に向けて取り組みます。

施策の方向 11 住環境の整備

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	12. 住宅改修費の助成事業 〔介護福祉課、障害者支援課〕						
事業概要	高齢者・障害者の身体状況に対応した住宅改修に要する費用に対し、助成金を交付します。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
申請件数	1,217	1,220	1,230	1,240	1,250	1,260	1,270

基本目標Ⅳ 自立と生きがいづくり

自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、世代を問わず市民一人ひとりが日頃から規則正しい食生活や適度な運動等を行うことが大切です。本市としては、市民、ボランティア、地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等さまざまな健康づくり事業に取り組んでいます。

一方、市民一人ひとりが生きがいをもって日常生活を送るためには、就労支援や生涯学習環境の充実が必要です。また、生活困窮者など社会的な自立支援が必要な人に対する支援を行い、健康で自立した生活を送ることができる環境づくりを進めます。

施策の方向 13 就労と社会的自立の支援

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	13. 生活困窮者自立支援 〔生活支援課〕						
事業概要	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」において、自立した生活の実現に向けた各種支援、関係機関の紹介、情報提供などを行います。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
自立相談支援事業における新規相談受件数	448	450	460	470	480	490	500

施策の方向 15 移動の自由の確保

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	14. 移動サービスの支援事業 〔福祉政策課〕						
事業概要	高齢者や障害者等の「移動困難者」が自由に外出できるよう、移動サービス事業者の増加に向けた支援や地域で移動サービスが利用できるような支援を行います。						
数値目標等	現状 (29年度)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
福祉有償運送運営事業者数	7	8	9	10	11	12	13

基本目標Ⅴ 地域福祉推進の基盤づくり

基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けては、それぞれの施策及び事業を推進することが不可欠ですが、それぞれの施策及び事業に共通する課題を解決し、共通して必要とされる取組を効果的に進めることが重要です。そこで、地域を横断する視点で取組を行い、実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを進めます。

施策の方向 16 地域福祉に対する意識の啓発

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	15. 地域福祉の啓発 〔福祉政策課、地域支えあい課、介護福祉課〕
事業概要	誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていく地域社会づくりをさらに進めるため、地域ケアシステムの認知度向上に努めるとともに、その背景や必要性について、市公式webサイト・広報誌・ワークショップ等により、市民一人ひとりの意識啓発に取り組みます。

施策の方向 17 地域活動の担い手の確保と育成

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	16. 地域活動の担い手養成研修 〔地域支えあい課〕						
事業概要	コミュニティワーカー（生活支援コーディネーター）と連携し、生活支援サービスの提供主体として期待されるボランティア等の地域活動の担い手を養成するための研修を実施します。また、研修修了者への地域活動の担い手としての登録の意向確認、関係団体への情報提供など、実際の地域福祉活動につなげる仕組みづくりを行います。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
研修受講者数	—	100	100	100	100	100	100

事業名 〔所管課〕	17. 相談員育成の支援（地域ケアシステム推進事業） 〔地域支えあい課〕						
事業概要	地域ケアシステムの相談員としての意識、情報力、スキルアップに向けての取組が相談員間や地区間で偏りが生じないように、また、相談員相互の交流の場を確保できるよう、総合的な研修会等の企画・実施を支援します。						

施策の方向 18 地域資源の有効活用

【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	18. 地域活動応援制度の創設・実施 〔福祉政策課、地域支えあい課〕						
事業概要	地域貢献・地域交流の一環として地域活動の場を定期的に提供する民間団体（社会福祉法人、民間企業等）を募集します。また、提供された場に関する情報を、近隣の地区社会福祉協議会等に提供することにより、地域福祉活動の活性化を支援します。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
提供施設数	—	5	10	15	17	19	20

事業名 〔所管課〕	19. 地域活動拠点の整備（地域ケアシステム推進事業） 〔地域支えあい課〕						
事業概要	地域住民が安心して地域活動が行えるよう、適正な活動拠点の環境整備に努めます。						

事業名 〔所管課〕	20. 団地集会所の開放 〔市営住宅課〕						
事業概要	団地集会所を団地住民だけでなく、公益に資する活動を行っている団体（自治会等）にも開放して、さまざまな活動ができるようにします。						

事業名 〔所管課〕	21. 地域資源のネットワークづくり（地域ケアシステム） 〔地域支えあい課〕						
事業概要	地域ケアシステム推進連絡会等に期待されているプラットフォーム化の機能を活かし、さまざまな地域福祉活動に関わる人材・施設・情報等の福祉資源のネットワークづくりに努めます。						

施策の方向 19 情報共有・管理の充実

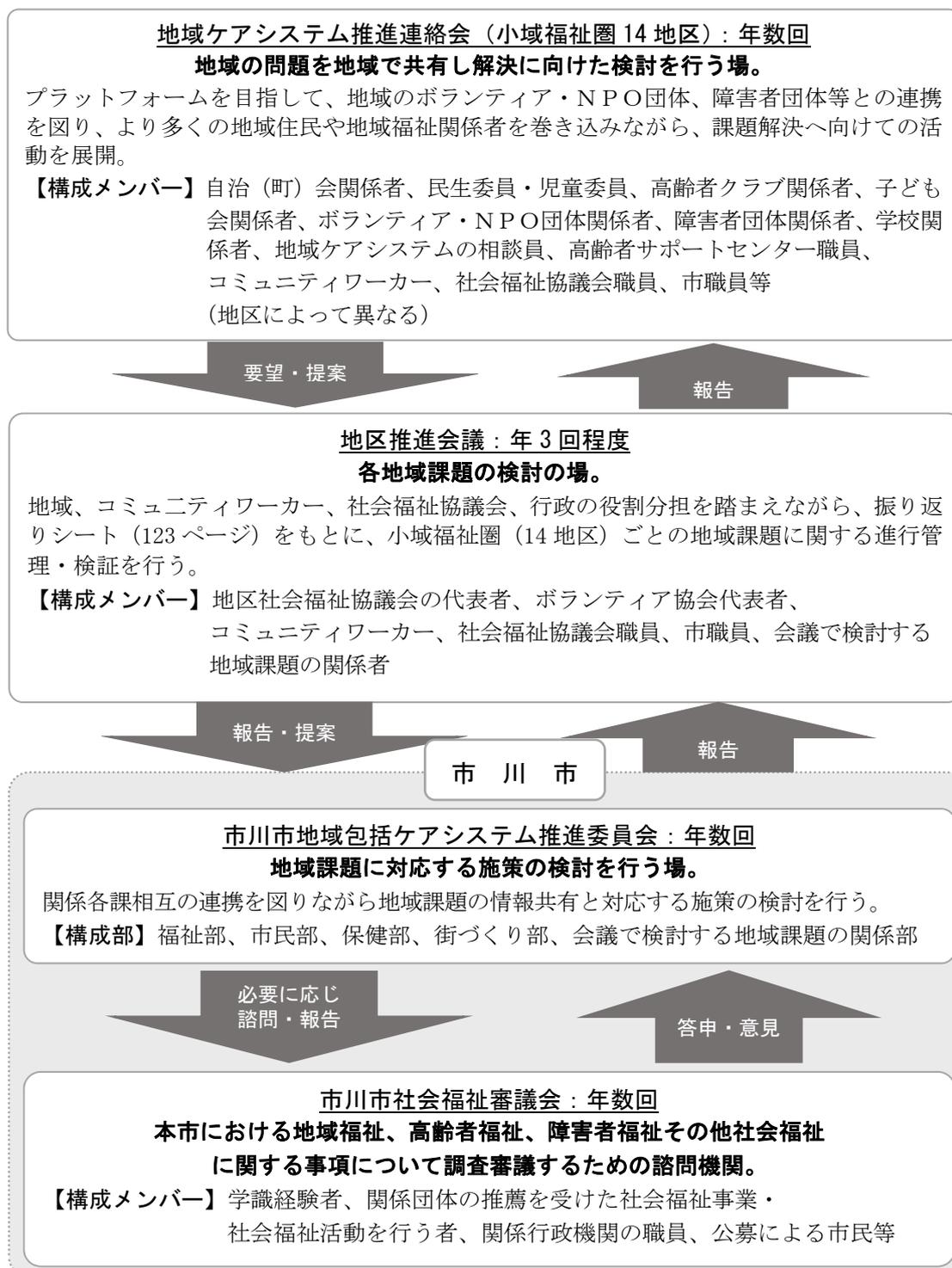
【進行管理事業】

事業名 〔所管課〕	22. 個人情報適正活用支援 〔地域支えあい課〕						
事業概要	地域活動を行うにあたっての個人情報の収集・管理の留意点等をわかりやすく記載したリーフレットを作成し、地域活動の担い手に配布します。これにより、地域活動の担い手が、個人情報を適切に管理しつつ、適正に活用することができるよう支援します。						
数値目標等	現状 (28年度実績)	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
リーフレットの作成等	—	作成	配布	見直し	見直し 以降の 対応	見直し 以降の 対応	見直し 以降の 対応

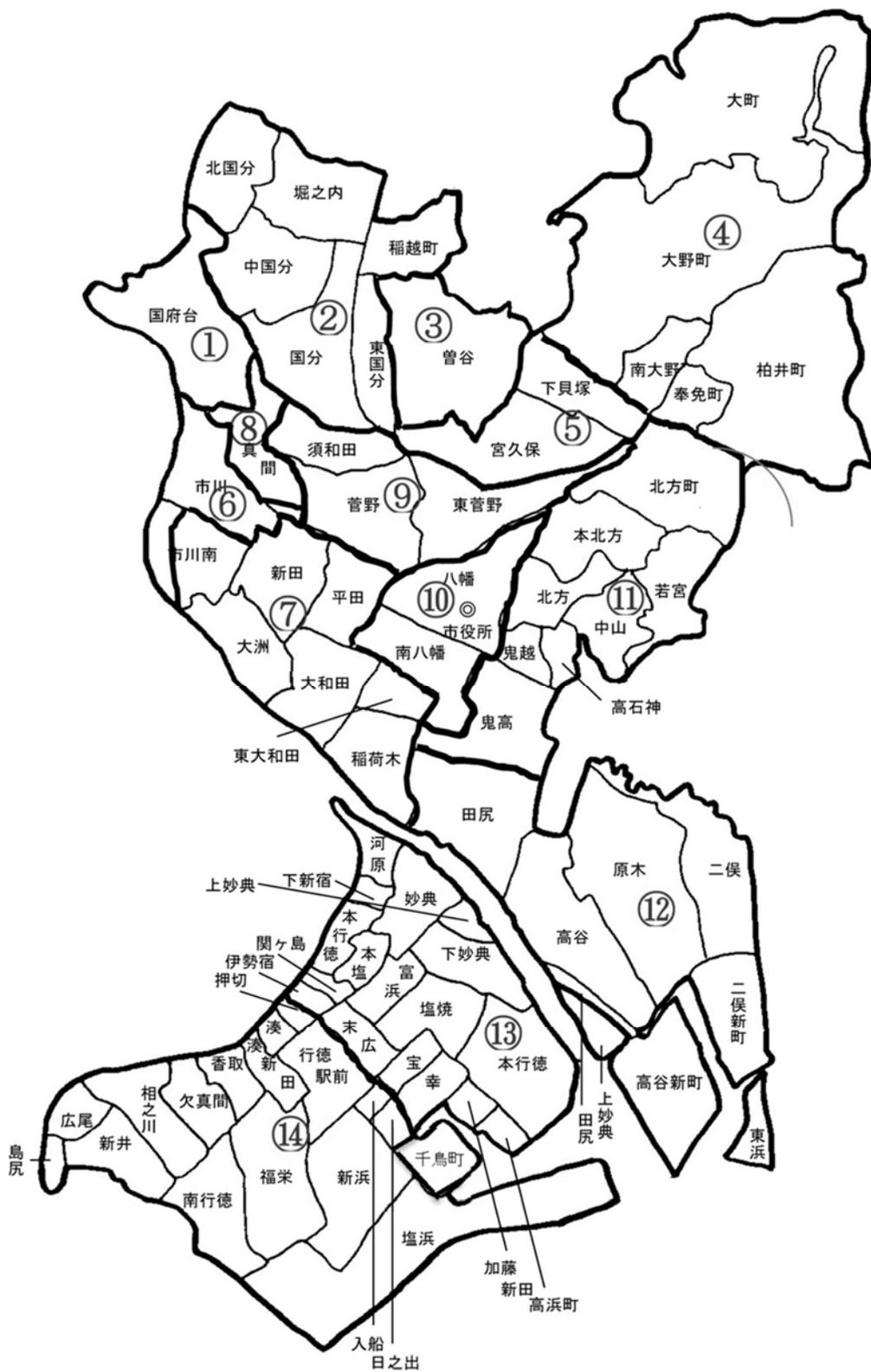
地域福祉推進体制の充実

地域福祉の推進にあたっては、小域福祉圏（14 地区）の核となる「地域ケアシステム推進連絡会」で取り上げられた地域課題を「地区推進会議」で共有し、課題解決に向けた検討・提案を地域が中心となって進めていきます。

本市は、地域活動の報告・提案を受けて課題解決への支援及び政策的課題への取組につなげて、その結果を地域住民と共有することで、ともに解決に向けた取組をさらに進めていきます。



小域福祉圏（14地区）



①	国府台地区
②	国分地区
③	曾谷地区
④	大柏地区
⑤	宮久保・下貝塚地区
⑥	市川第一地区
⑦	市川第二地区
⑧	真間地区
⑨	菅野・須和田地区
⑩	八幡地区
⑪	市川東部地区
⑫	信篤・二俣地区
⑬	行徳地区
⑭	南行徳地区

<振り返りシート>

地域住民、社会福祉協議会、コミュニティワーカー、行政が各地区の地域課題の情報共有を行うとともに、地域課題に関してどのように取り組んだのかを毎年度振り返るためのシートです。本市は、施策の検討にあたっての地域課題の正確な把握と、地域課題に関する適切な進行管理のため、このシートを活用していきます。なお、このシートは市川市社会福祉協議会が策定する「わかちあいプラン」との共通フォーマットです。

振り返りシート (平成 年度)		キーワード	地域の取り組み	いちかわり社会の取り組み	社協地区担当CW、広域CWの取り組み	行政（市川市）の取り組み
地区別計画テーマ テーマ1 おほひ 地区社会事業の拡充 ～“ふれあい”や “つながり”を育むために～	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の広報・PR 活動の場の確保 地域の担い手の確保・育成 					
テーマ2 地域課題の強化 ～地域における 福祉課題の把握と対応～	<ul style="list-style-type: none"> 相談機能の強化 地域ケア拠点の充実 団体間・関係機関との連携・協働 個別ケースの対応 地域における福祉課題の把握と対応 (例) 「二進出し」「認知症の徘徊」「孤立死・孤独死」「生活困難」「二進退散」「防災・防犯」					
テーマ3 「お互いさま事業」の実施 ～身近な地域の支え合い～	<ul style="list-style-type: none"> お互いさま事業の具体化 					
テーマ4 その他	(例) <ul style="list-style-type: none"> 個人情報取得の取扱い 災害時における対応 					
		地域福祉活動を進めていくうえで、市社協への意見・要望・期待				
		地域福祉活動を進めていくうえで、行政への意見・要望・期待				

計画の進行管理

地域課題に対応する施策については、市川市地域包括ケアシステム推進委員会において検討し、毎年度、地区推進会議に報告します。また、本計画全体の進捗状況については、

＜アウトプット指標（施策・事業を実施したことにより生じた結果を表す指標）＞

＜アウトカム指標（施策・事業を実施したことにより生じた成果を表す指標）＞

の2種類の指標で評価を行い、その結果を公表します。

【施策の方向ごとのアウトカム指標】

施策の方向	測定方法	内容	目標	
1 情報の提供	e-モニターアンケート ※施策の方向 6 については、福祉サービス利用者のみを対象	必要な福祉に関する情報を得られていると思う割合	増加	
2 地域における相談支援・生活支援の充実		福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っている割合	増加	
4 権利擁護と見守り体制の充実		成年後見制度を知っている割合	増加	
5 サービスの質の向上		福祉サービスの質に満足している割合	増加	
6 福祉コミュニティの充実		地域コミュニティ（お祭り、防災訓練、公園清掃、その他地域の行事）に参加している割合	増加	
7 地域における防災体制充実の推進		地域での関係づくりなど、防災体制の整備に向けた地域活動が充実していると思う割合	増加	
8 ボランティア・NPO活動の推進		ボランティア・NPO活動に参加している割合	増加	
11 住環境の整備		バリアフリー対応など住宅に関する不安を感じている割合	減少	
13 就労と社会的自立の支援		就労支援、社会的自立の支援が充実していると思う割合	増加	
15 移動の自由の確保		移動に関して不自由を感じる割合	減少	
16 地域福祉に対する意識の啓発		支え合いの意識を持って地域福祉活動に参加している割合	増加	
17 地域活動の担い手の確保と育成		福祉委員へのアンケート	地域活動の担い手が確保できていると思う割合	増加
18 地域資源の有効活用			地域活動の場が確保できていると思う割合	増加
19 情報共有・管理の充実			活動に必要な情報の取得方法、適切な保管・管理方法を知っている割合	増加

市川市社会福祉協議会との連携強化

地域福祉は、公的な責任による「公助」だけでは対応が困難であるとともに、個人の「自助」だけでも限界があることから、近隣の住民による「互助」やボランティア・NPO団体等と協働した「共助」が欠かせないものとなっています。そして、地域福祉の原点は住んでいる地域を基盤とした人間関係（地縁）であるとの考えに立つ市川市社会福祉協議会の「わかちあいプラン」では、この「互助」と「共助」に係る基本的な考え方、取組の方向性、具体的な事業を定めています。

もとより行政は互助や共助を支援していく役割を担っており、一方、社会福祉協議会は互助や共助を実践していく立場にあります。このことから、本市の「地域福祉計画」と市川市社会福祉協議会の「わかちあいプラン」は車の両輪の関係にあり、地域福祉の増進には両者が一体となった取組みが不可欠です。

第4期計画より、小域福祉圏（14地区）ごとの地域課題に関する進行管理・検証を共通のフォーマットで行うこととするなど、「地域福祉計画」と「わかちあいプラン」は、これまで以上に連携を強化し、協力する体制を確立していきます。

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする公共性・公益性の高い民間の非営利の団体（社会福祉法人）です。地域社会において、保健や福祉に関する問題から地域におけるさまざまな生活課題に至るまでの諸問題の解決を、住民参加による自主的かつ主体的な福祉活動や行政との協働によって目指しています。

社会福祉協議会は全国すべての市区町村、都道府県ごとに設置されており、全国組織として全国社会福祉協議会があります。本市には、市川市社会福祉協議会が置かれています。

【社会福祉協議会と市との連携、関わりについて】

社会福祉協議会は民間の団体ですが、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定されており、社会福祉協議会の役割は行政（市）の施策目標である住民参加による地域づくりと軌を一にしています。

このことを背景として、社会福祉協議会は行政から地域福祉の推進に関する事業を受託したり、補助金を受けて公益性のある多くの事業を行っています。加えて、社会福祉協議会は民間団体であるということを活かし、住民、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員*、自治会、地区社会福祉協議会*、福祉施設等の各種団体や機関の参加と協力をもとに、行政との連携や調整を図りながら地域の課題を解決しようとする特徴を持っています。

第4期市川市地域福祉計画【概要版】

発行日 平成30年3月
企画・編集 市川市福祉部福祉政策課 地域支えあい課
発行者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市南八幡2丁目20番2号
TEL 047-334-1111（代表）

